

小学校社会科における伝統工芸品を用いた地域学習の研究

－秋田県を事例として－

西田あき子

1. 論文構成

序章 問題の所在と研究の目的

第1節 問題の所在

第2節 研究の目的と方法

第3節 論文の概要

第1章 伝統工芸品の概要

第1節 伝統工芸品の定義

第2節 伝統工芸品産業の現状と課題

第3節 伝統工芸品産業の振興に関する取り組み

第2章 地域学習と伝統工芸品

第1節 伝統工芸品を取り上げる意義

第2節 学習指導要領の記述の変遷に見る伝統工芸品の位置づけ

第3章 教科書と副読本の分析

第1節 教科書の分析

第2節 秋田県の副読本『わたしたちの秋田県』の分析

第3節 教科書と副読本の分析のまとめ

第4章 秋田県の伝統工芸品を題材とした地域学習の構想

第1節 構想の視点

第2節 取り上げる伝統工芸品の概要

第3節 単元計画の構想

終章 研究のまとめと今後の課題

第1節 研究のまとめ

第2節 今後の課題

参考文献・論文・URL

2. 問題の所在と研究の目的

(1) 問題の所在

地域社会の疲弊が問題視される現代において、学校教育においても地域再生を担う人材の育成が求められている。そのような状況を踏まえ、筆者は地域学習における題材として地域の

伝統工芸品に着目した。しかし、伝統工芸品を題材とした学習を行うに当たって筆者は以下の2点を問題点として挙げる。

1点目は、伝統工芸品の教育的意義が不明確な点である。伝統工芸品を取り上げる学習は、『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』において、第4学年の内容に位置づけられており、学習の視点として「地域の位置」「自然環境」「産業の歴史的背景」の3点が挙げられている。しかし、伝統工芸品を具体的にどのように活用するかについて記述はなく、3つの視点についても、「産業の歴史的背景」を除く残り2点については、伝統工芸品を取り上げなくても学習することは可能であるため、伝統工芸品ならではの教育的価値が不明確であると筆者は考える。

2点目は、現在の小学校社会科における伝統工芸品を用いた地域学習で、伝統工芸品の価値が自明なものとされている点である。鳥取大学地域学部教授の高橋健司氏は、社会科における生活文化の学習について「生活文化＝伝統の価値が自明視されて、その内容を問う姿勢は弱いと言える」と指摘したが、筆者は伝統工芸品を取り上げた学習についても同様である。こうしたことが、伝統工芸品の学習を平板なものにしていると筆者は考える。また近年では、生活環境の変化から子どもたちにとって伝統工芸品が身近なものではなくなっている。このような状況においては、その伝統工芸品に内在する価値を子どもたち自身が問い直していくことがますます重要になる。

(2) 研究の目的と方法

本研究の目的は、秋田県の小学校社会科地域学習における伝統工芸品を用いた学習につい

て、伝統工芸品が現代の社会状況の中でどのような教育的価値をもつのか、またその活用方法を明らかにすることである。

研究方法について述べる。まず始めに、本論文における伝統工芸品の定義を整理した。次に、伝統工芸品と地域学習との関連について述べた。ここでは、伝統工芸品を取り上げた学習に関連する先行研究を参考にしながら、伝統工芸品を地域学習において取り上げる意義について述べた。さらに、学習指導要領において伝統工芸品がどのように位置づけられてきたのか、学習指導要領の記述の変遷から分析を行った。学習指導要領における伝統工芸品の位置づけの変遷を分析することで、時代の変化と共に伝統工芸品は教材としてどのような役割が求められていったのか明らかにした。そして、教科書と副読本の分析を行い、現在の地域学習において教材として伝統工芸品がどのように取り上げられているのかを分析した。最後に、それまで行った分析、考察、検討をもとに秋田県内の伝統工芸品を取り上げた地域学習の単元構想を行った。

3. 論文の概要

(1) 第1章 伝統工芸品の概要

第1章では、伝統工芸品の概要をまとめた。

第1節においては、伝統工芸品の定義を整理した。「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」や秋田県における伝統的工芸品の指定要件から、本論文における伝統工芸品の定義を「主として、日常生活の用に供される工芸品であること。」「その製造過程の主要部分が手工的であること。」「伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。」「伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること。」「伝統的とは、おおむね100年の歴史を有するものであること。」の5点を満たすものとした。

第2節では、伝統工芸品産業の現状や課題についてまとめた。伝統工芸品産業の衰退が危ぶまれているものの、ゆとりや豊かさをもたらす質の高い製品へのニーズの高まり、地域独自の文化を見直そうとする風潮の高まりなどが伝統工芸品に対する再評価へと影響していることを述べた。

第3節では、第2節で述べた課題に対する国や秋田県の取り組みをまとめた。経済産業省では、国指定の伝統的工芸品のみを対象として主に販売の段階に関わる支援を行っていること、秋田県では現在「第3期あきた伝統的工芸品等産業振興プラン」を策定し幅広く支援を行っていることなどを述べた。

(2) 第2章 地域学習と伝統工芸品

第2章では、地域学習と伝統工芸品の関わりについて考察した。

第1節では、先行研究をふまえ、伝統工芸品を地域学習において題材として取り扱う意義について「地域を多面的に考察する力を育成することができる」「人間理解に繋がる」「地域を担う態度の育成に繋がる」という3点を述べた。

第2節では、学習指導要領において伝統工芸品を取り上げた学習がどのように位置付くのか、「伝統的な技術を生かした工業」という文言が初めて登場した1989（平成元）年版学習指導要領から最も新しい2017（平成29）年度版学習指導要領までを分析した。1989（平成元）年版では伝統的な技術を生かした工業が第5学年の学習内容に位置づけられており、伝統的な技術を生かした工業そのものを学ぶという意味合いが強かったが、1998（平成10）年版以降は地域学習の中に位置づけられ、地域を理解するため題材としての役割が求められ、それ以降の改訂において、更に客観的に地域を理解するための役割が求められていったことが明

らかになった。

表 各学年における伝統工芸品を取り上げた学習で扱う事項や視点		
年	学年	理解すべき事項や学習の中で着目すべき視点
1989 (平成元) 年	5	・伝統的な技術を生かした工業に従事する人々が、原料や土地の条件、技術などを生かして生産していること ・その製品が国民生活にどのような役割を果たしているか ・その土地の歴史的背景 ・土地の人々の生活や固有の風土 ・技術の習得に努める人々の工夫や努力 ・伝統的な技術を生かした工業製品のもつ意味
1998 (平成10) 年	3・4	・伝統的な工業などの地場産業そのものの意味や役割 ・それら(伝統的な工業)が今日まで根づいている地域の特色 ・守り継承している人々の努力 ・固有の風土
2008 (平成20) 年	3・4	・人々の生活の特色
2017 (平成29) 年	4	・地域の位置 ・自然環境 ・産業の歴史的背景

筆者作成。

(3) 第3章 教科書と副読本の分析

第3章では、教科書と副読本の分析を行い、伝統工芸品が教材としてどのように取り上げられているのかを分析した。分析の対象としたのは秋田県内の小学校で採択されている東京書籍と教育出版の2社の第3学年及び第4学年・下の教科書と、秋田県の副読本『わたしたちの秋田県』である。第1節において教科書の分析、第2節において副読本の分析を行った。分析の視点として教科書、副読本共に「内容構成について」「資料について」「『ねらい』について」の3点を設定した。更に、この分析においては佐島群巳氏の「伝統産業を捉えるときの7視点」を援用し、教科書や副読本において伝統工芸品がどのような視点から取り上げられているのかを分析した。この分析を通して、現在の教科書や副読本においては、伝統工芸品が単に地域の特産物であるという面が強調されており、地域の人の生活の中でどのように使われているか、どのような価値があるのか、という部分が欠けているということが明らかになった。伝統工芸品は美術品とは異なり、使われることにこそ価値があることから、学習者が伝統工芸品の価値を感じるためには、使い手にと

ってその伝統工芸品がどのような存在であるのかという視点を授業構想の中で取り入れていく必要がある。

(4) 第4章 秋田県の伝統工芸品を題材とした地域学習の構想

第4章では、第2章と第3章を踏まえ、秋田県の伝統工芸品を取り上げた地域学習の構想を行った。取り上げた伝統工芸品は秋田県湯沢市稲川地区の川連漆器である。

第1節では、授業づくりの留意点について以下の2点を挙げた。1点目は、地域を多面的に見る力を育むという観点から、佐島氏の「地域産業を捉える7視点」を単元を通してすべて取り扱うようにすることである。2点目は、地域社会を担う人材の育成との関連を図ることである。ここでは、千葉大学教授の竹内裕一氏による「農村地域における次世代を担う人材育成を目指した社会科授業づくりの視点」を参考に、それらの視点を取り入れた授業構想を行った。

竹内裕一氏による「農村地域における次世代を担う人材育成を目指した社会科授業づくりの視点」

- ①学習者が地域資源や日常生活の中にある地域の価値を再評価するプロセスとして授業を構想すること
- ②質の高い直接体験と地域調査を基礎にしながら、地域問題を総合的・体系的に捉えること
- ③学習者自身が学習を通して地域に対する肯定感を醸成し、地域に生きる意味を深く内省する過程として授業を構想すること
- ④地域の大人に学び、大人と共に学ぶ学習機会を設定すること

第2節では、筆者が題材として取り上げる川連漆器の選定理由とその概要について述べた。川連漆器を題材として選定した理由は、以下の2点である。1点目は、主たる原材料が木材であるため、その土地の自然環境と伝統工芸品の結びつきが児童にとって最も理解しやすいと考えたためである。2点目は、その日常性の高さにある。川連漆器はその丈夫さが大きな特徴であり、人々の毎日の暮らしに密着した製品である。よって、川連漆器を取り上げることで「使い手の視点」に深く迫ることができる考えた。

第3節では、川連漆器を取り上げた地域学習の単元構想を行った。単元の概要は以下の通りである。

単元名「未来につなぐ伝統工芸～漆器のまち湯沢市稲川～」(総時数9)	
学習活動の概要	時数
単元の学習課題を設定する。	1
稲川地区で漆器作りがさかんになった理由を考える。	1
川連漆器の作り手にインタビューをする。	2
川連漆器の使用体験をする。	1
川連漆器の発展に向けた取り組みについて調べる。	1
川連漆器の抱える課題について考える。	3
筆者作成。	

第1時では、秋田県内の伝統工芸品を数点用意し、児童が直接それらを見て触れることができるようにする。実際に本物を見て、触れることで、伝統工芸品の質の高さや大量生産品との違いなどを児童が体感することができるようにしたい。第2時では、川連地域で漆器づくりがさかんになった背景を、自然環境や歴史をふまえて考察する。第3時では、川連漆器の製作工程を動画等で見て、次時で作り手にインタビューしたい内容を考える。第4時では、作り手にインタビューを行う。職人の技を見学し、漆器づくりに取り組む作り手の思いや願いに気づかせたい。第5時では、川連地域の人々と交流をする。ここでは、実際に川連漆器を使ってその良さを体感すること、川連漆器に慣れ親しんだ地域の人々の目線から地域にとっての伝統工芸品の存在意義に気づくことをねらいとする。第6時から第8時では、川連漆器の課題について取り上げる。取り上げる課題としては、後継者不足、需要の低下などが挙げられるが、ここでは児童らがより自分にとって切実感のある課題として捉えることができるように、「需要の低下」について中心的に扱う。それまでの学習で実際に川連漆器のよさに触れてきた児童にとって、川連漆器の需要が低下しているという課題は、より切実感のあるものになると考える。

4. 今後の課題

本研究の課題は以下の3点である。

1点目は、伝統工芸品の位置づけについて考察を深めることである。本研究では伝統工芸品を取り上げるに当たって、第4学年の内容(5)「県内の特色ある地域の様子」に着目した。しかし、伝統工芸品の活用意義を踏まえれば、他にも第4学年の内容(4)「県内の伝統や文化、先人の働き」や、さらには地域学習だけでなく、第6学年の歴史学習など、他の単元においても伝統工芸品を取り上げた学習活動を展開することができると考えられる。伝統工芸品を取り上げた学習の位置づけについて、「県内の特色ある地域の様子」以外での活用方法についても検討していくことが必要であると考ええる。

2点目は、秋田県内の伝統工芸品の教材化を進めることである。本研究における授業構想では、国の伝統工芸品指定されている川連漆器を取り上げた。しかし、秋田県内には規模は小さいながらも地域と密着した伝統工芸品が数多く存在する。そうした伝統工芸品の数々にも、教材としての可能性が十分にあると筆者は考える。課題の1点目としてあげた「伝統工芸品の位置づけについて」を考えていくなれば、同時に、その位置づけに合わせて教材として取り上げることの出来る伝統工芸品の幅も広がることが考えられるため、県内の様々な伝統工芸品を教材化していく試みが必要となる。

3点目は、地域を担う人材の育成という視点からの検討が不十分であるという点である。本研究では、地域を担う人材の育成という視点も取り入れ授業構想を行った。しかしながら、地域を担う能力というものが明確でないため、果たして本当にこの学習活動をすることで地域を担う人材の育成に繋がるのかという点に疑問が残る。今後の実践の中で、地域や子どもの実態を把握しながら、地域に生きる子どもたちに必要な資質・能力を明らかにしていきたい。